阿知須町広報

昭和40年6月5日

山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
印刷 宇部新聞印刷所

No.164 この広報紙は毎月1回各ご家庭にもれなく配布

今月の納税は
町民税の第1期分
国保保険税の第2期分
年金保険料の6月分

この一票
わたしとみんなのしあわせに

寄付二件

一金 二万円也 先般藤井久市さんがなくなられましたが長男室三さんから 香典返しとして右金額を社会福祉協議会に寄付されました。故人のご冥福をお祈りいたします。

一金 二万円也 先般柏谷又平さんがなくなられましたが妻ヨシさんから 香典返しとして、右金額を社会福祉協議会に寄付されました。故人のご冥福をお祈りいたします。

捨てまい一票

該当者は公示の前日までに申出書を
参議院選挙は7月4日が投票日です

皆さん、すでにご存知のとおり任期満了にともなう参議院議員通常選挙は、6月10日公示され、7月4日投票が行なわれることになりました。

参議院は衆議院とともに国の政治を行なう最高の機関です。とくに参議院は国の政治がかたよらないように、たえず見守る重大な役目をもっています。よく考えてこれからの6年間、安心して国の政治をまかせる人をえらび一般選挙人名簿登録申出書に載っていない人は、一人もれなく補充選挙人名簿登録申出書を提出して下さい。もし期限までに申出書を提出されないとせっかくの投票ができなくなります。

申出書を提出しなければこの度の参議院選挙の投票ができません。

ではこれから先、参議院選挙における町選管の事務日程をお知らせいたしますので、次のことを注意され、基本選挙人名簿に載っていない人は、一人もれなく補充選挙人名簿登録申出書を提出して下さい。もし期限までに申出書を提出されないとせっかくの投票ができなくなります。

申出書を提出しなければこの度の参議院選挙の投票ができません。

しかしこれらの方は、このたびの参議院選挙では投票できません。

ない人は次のとおりです。昭和20年4月10日までに生まれ本町に本年3月10日までに住所をかまえ引き続き住んでいる方・申出期限は公示日の前日（6月9日）までです。なおこの条件に該当しない方つまり本年3月11日以後本町に住み始めた方。また選挙権などで権利の停止をうけている方などもいつでも申出はできます。

町選管の事務日程

- 6月9日 補充選挙人名簿登録申出書提出期限
- 6月10日 公示、不在者投票開始
- 6月11日～6月22日 補充選挙人名簿調整期間
- 6月23～6月25日 補充選挙人名簿縦覧（異議申出）期間
- 6月28日 補充選挙人名簿確定期日・投票入場券送
- 7月3日 不在者投票期限
- 7月4日 投、開票日・投票は午前7時から午後6時まで

開票は午後7時30分から町議会議場で行なわれます。）

参議院はなぜ必要か

〈みんなで考えましょう〉

6月10日公示、7月4日投票予定の参議院議員通常選挙を前にして改めて全国区制度についての検討の声もきかれるようになり、参議院のあり方をめぐっていろいろ議論が行なわれています。しかし他面、参議院は昭和22年5月第1回国会以来18年の歴史を経過しましたが、まだ一般には衆議院や地方議会に比べてなじみは薄いようです。このたび第7回参議院通常選挙にあたり参議院というものについて改めて考えてみましょう。

参議院はなぜ必要か

議会がひとつの合議体でできている場合を1院制といい、ふたつの合議体でできている場合を2院制といいます。現在世界の主要国ではほとんど2院制が採用されていますが、なぜ2院制がとられているか考えてみましょう。

2院制の議会において下院の組織はどこの国でも、ほとんど違っていないのに上院の組織は非常に異なっています。だいたい貴族院型、連邦型、参議院型の三つに分けられます。

民主的な下院を中和し、牽制するために設けられる貴族院型、連邦国家を構成する支邦に対等の代表権を認める連邦型とそれぞれ、それなりの理由がありますが、民主的な単一国家で2院制をとっているのはなぜでしょうか。

理想的には、下院（衆議院）は選挙によって国民の意思を完全に反映しているので上院（参議院）は必要ではないといえましょう。しかし現実には、選挙制度も完全無欠を期することは困難であり、下院が完全に理想的に国民の意思を反映しているともいえないようです。したがって現実の制度が完全でないことを認めて、それを少しでも補って、より完全に国民の意思を議会に反映させ、下院の行き過ぎを抑えたり、審議を慎重にさせるため、下院とは選出方法を異にした第2院が設けられているのです。

参議院の特色

参議院を設ける意味は、2院制の理由を発揮させることにありますが、参議院議員と衆議院議員と同じ方法で選挙したのでは、2院制を採用した意味がなくなってしまうおそれがあります。しかし日本国憲法は「全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と定めてありますから、国会議員はすべて一般国民から選挙されなければなりません。こういう条件のもとで、両院がそれぞれ違った組織を持ち、2院制の長所を発揮されるようにするのは大変難かしい問題で、いろいろ論議された結果現在のような方法がとられています。

選挙区

衆議院議員は、3名ないし5名を定員とする、いわゆる中選挙区制によって選出されるのに対し、参議院議員には、都道府県単位に選出される地方選出議員と全国を通じて選出される全国選出議員とがあります。このような特色あるる制度をとることによって、地盤が一現方に限られる地方的名望家ではなくて、全国的に有名な花人学識経験者や、全国的組織を持つ職能団体の支持する人物などが選出される道を用意したものといえましょう。

議員の任期

参議院議員の場合は6年で、3年ごとに議員の半数が改選されます。参議院議員の任期を衆議院議員（任期4年）より長くし、参議院に解散をなくしているのは、議員の身分をより永続的に安定したものにすると同時に、衆議院が解散によってなくなった場合、国に緊急の必要があるときは、臨時に国会としての役割の一を果させようとするためです。

被選挙権

参議院議員の被選挙権は満30歳以上の者に認められていますが、これは衆議院議員の場合25歳以上と異なっています。

（選挙時報より抜すい）

六月十日 時の記念日
時間を大切にしましょう

一票のそれがくらしにはね返り

あなたの生活を向上させるには、政治をキレイにしなければなりません。

政治をキレイにするには、まず選挙をキレイにすることです。

明るく正しい選挙を

この一票 明るい日本をつくる鍵

参議院の通常選挙が6月10日公示、7月4日投票予定でありますが、この選挙は国の政治やわたくしたちの生活に深い関係をもつ大切なものです。

ことしは国民参政75周年、男子普通選挙制度施行40周年、婦人参政権確立20周年にあたり、まことに意義深い年です。有権者のひとりひとりが与えられた権利を自由な意志で正しく使い、明るく正しい選挙にしたいものです。

選挙運動のいろいろな制限

◎買収、供応、現金や品物を贈ったり酒食をもてなして投票を依頼したり選挙運動をすることは、もっとも悪質な違反といえましょう。これは与えた人はもちろん受けたり要求した人も違反になります。

◎事前運動、選挙運動ができるのは、立候補の届出をしてから投票日の前日までの間です。公示の前とか公示後でも立候補の届出をするまでは選挙運動は禁止されます

◎戸別訪問、親類や友人、知人などの家をたずねて投票を頼んだりまた反対に投票をしないように依頼するのは違反になります。

◎ポスターの無承諾掲示、こんどの選挙では地方区の候補者の選挙運動用ポスターは、市町村選挙管理委員会が設けた掲示場以外（当町は30カ所）には掲示できなくなりました。全国区の場合は今までどおり一般住宅の板塀などに掲示するときは、その居住者、管理者所有者の承諾を受けないで掲示すると違反になります。

◎ポスターや証紙のはぎとり、選挙運動用ポスターを破ったり、その証紙を切りとったりした場合はもちろん、ポスターの上に他のポスターを重ねてはったり、候補者の名前を墨なでで塗りつぶしたりすると、ほとんどの場合選挙の自由妨害として違反になります。

このほかいろいろな制限や禁止が公職選挙法に定められておりますので、よく注意して違反のないようにしましょう。

町役場と皆さん

おもな戸籍の届出

先月号で住民登録、印かん登録、印かん証明、身分証明についてお話ししましたが、今月は戸籍の届出についてお話ししましょう。みなさんは役場に来て印かんがないため2度もおこしになったことはありませんか。手続きをしてあげたいのですが、書類上不備でほんとうに申し訳けなく思います。

こんなとき	届出期間	どんな届出	届出のできる人	届出に必要なもの	届出場所
生まれたとき	生まれた日から14日以内	出生届	父母、同居の親族の順	届書1通（本籍地以外に届出るときは2通）届書下部の出生証明書欄に医師または、助産婦の証明書を受けて下さい。届出人の印かんをご持参下さい。	生まれた所の市町村役場に
なくなったとき	死亡した日から7日以内	死亡届（死産届）	同居の親族、その他同居者の順	届書1通（本籍地以外に届出るときは2通）届書下部の死亡診断所欄（死産証書欄）に医師の証明を受けて下さい。届出人の印かんをご持参下さい。	死亡した所の市町村役場に
結婚したとき	期間はないが届出た日から効力が発生します	婚姻届	夫か妻	夫婦ともに本籍地が届地の場合は届書1通。夫婦のどちらかの本籍地に届出るときは届書2通（本籍地のない人の戸籍抄本1通を提出すること）夫婦の本籍がともに届出地にないときは届書3通（夫婦ともに戸籍抄本1通づつ持参して下さい）夫婦の印かん（1人は旧姓の印かん）保証人2人の認印。転出証明を提出すること。結婚する人が未成年者の場合は、父母の同意書を添付すること。	夫または妻の本籍地または所在地の市町村役場
離婚するとき		離婚届	夫および妻のほか2人以上の証人が必要です	届書の数は婚姻の場合と同じです。復籍する戸籍謄本1通、夫婦、証人2人の印かんがいります	離婚しようとする者の本籍地の市町村役場
	裁判確定の日から10日以内	離婚届	訴えた人	届書の数は婚姻の場合と同じです。調停調書の謄本、訴えた人の印かん	
戸籍を分けるとき		分籍届	分籍者	町内のときは1通、町外のときは2通の届書本籍地以外の市町村に分籍するときは戸籍謄本（または抄本）2通。分籍者の印かん。	分籍者の本籍地が所在地または分籍地の役場
戸籍を移すとき		転籍届	転籍者	転籍が町内のときは届書1通。町外のときは2通の届書。本籍地以外の市町村に転籍するときは戸籍謄本2通。筆頭者と妻の印かん	転籍者の本籍地か所在地の分籍地の役場へ

※届書はいずれも町役場厚生課にあります。

ごまかしてはいけません
（計量記念日）（6月7日）

ママ「これでも50キロちょうど……」
ボク「ママこれみて……」

10月1日現在で国勢調査が行なわれます。ご協力を願います。

老令障害母子準母子

年金所得状況届の提出を
福祉年金を受けられる方へ
14・15・16日の3日間受付けます

ことしも定時の"福祉年金所得状況届"を提出することになっていますが、ことしは法の改正などによってこの支給制限も大巾に改善されみとおしですので届出は前年中の所得の状況を届出てもらい、その状況によって本年5月から来年4月までの1年分の年金がもらえるかどうかをきめる大切なものです。

福祉年金は国民年金制度の中の"無拠出年金"とよばれているもので、すでに70歳以上であるとか重い障害や母子などの状態にある人に支給されています。

この年金は限られた国の財政のなかで本当に年金の必要な人に支給するため、本人や配偶者あるいは扶養義務者に一定額以上の収入があるとか、他に恩給などの公的金を受けている場合には、その一部または全部を支給停止することになっています。

福祉年金を受けておられる人の定時所得状況届について、毎年1回法の定めるところにより、福祉年金所得状況届を提出することになっていますが、ことしは法の改正などによってこの支給制限も大巾に改善されみとおしですので今まで年金の支給を停止されていた人でももらえる場合があります。そこで現在福祉年金を受けている人はもちろんのこと支給停止となっている人も"福祉年金所得状況届"を提出するようにして下さい。

福祉年金は毎年1回定時に支給されますので、ことしは法の改正などによってこの支給制限も大巾に改善されみとおしですので今まで年金の支給を停止されていた人でもらえる場合があります。そこで現在福祉年金を受けている人はもちろんのこと支給停止となっている人も"福祉年金所得状況届"を提出するようにして下さい。

福祉年金は国民年金制度の中の"無拠出年金"とよばれているもので、すでに70歳以上であるとか重い障害や母子などの状態にある人に支給されています。

この年金は限られた国の財政のなかで本当に年金の必要な人に支給するため、本人や配偶者あるいは扶養義務者に一定額以上の収入があるとか、他に恩給などの公的金を受けている場合には、その一部または全部を支給停止することになっています。

6月14日　小古郷、鷺生原、東条
6月15日　中村、西条、寺河内、引野、青畑、河内、源河、井関
6月16日　岩倉、且、岡、浜表、砂合、浜、飛石

なおこの届出をされないと年金がもらえなくなったり遅れたりいたしますので注意して下さい。届出の際には必ず年金証書と年金印の印かん等ご持参下さい。

◎ご存知でしようか

福祉年金は老令（70才以上）障害、母子といった状態になったときから5年以内に請求手続（裁定請求）をしないと時効となり、国民年金法でいう減額時効は、そのことを知っていてもいなくても無条件で成立しますので、あとで"知らなかった"といってもどうにもなりません。

あの人は福祉年金がもらえると思われるのに、まだ裁定請求をしていない人はいませんか。とくに昨年5月から結核や精神の重度障害者に対して福祉年金をもらえることになったことをご存知でしょうか。

まだこの裁定請求をしていないで、せっかくの権利をねむらせている人が多いと思われますので、もし心あたりの人がありましたら厚生課年金の係にお申出下さい。

盛大だった花火大会
にぎわった十七夜祭

15日の前夜祭で幕あけされた樽みこしが町をねり歩き、午後2時には、ごじんこうが繰り出す木町名物の17夜祭は、ことしも賑引山がでて、かつてのにぎわいはありませんでしたが、それでも町中には万国旗がはりめぐらされ、また16日には、早朝から打上げ花火が澄みきった初夏の空にさく裂しお祭りムードを盛りあげました。

16日は、砂合部落子ども会の夜空を賑わせた十七夜祭

一方到須駅には、当駅々町産業課共催による盆栽展が開催され町内の盆栽愛好者の方から20点ほまりの盆栽が展示され好評を博していました。

そして夜は、井関川下流において花火大会が盛大に開催されおかげん船とともに初夏の夜空海面を色どり、約2千人の観衆を魅了しました。

写真説明
①夜空海面を色どる花火
おかげん船
②砂郷子ども会による樽みこし
③阿知須駅で開催された盆栽展

あぶない子どもの線路遊び

ご父兄の方も十分注意を

国鉄では6月から7月にかけて鉄道妨害防止運動を実施しておりますが毎度のニュースでご存知のとおり、列車安全運転をおびやかす妨害事故がひん発しています。

中国支社管内において昭和39年中に発生した妨害事故は424件で毎日1件以上発生していることになります。この大半は踏切障害（自動車、耕運機などの踏切上での事故）の149件と置石事故（レールに石を置く）の53件であり、とくに置石事故は農繁期に多発しております。

この踏切障害、置石事故を宇部小野田線でみますと、昭和39年度中に前者が22件、後者が13件にのぼっています。とくに踏切障害は直前横断、線路内落込み、エンストなどが多く発生しています。

置石などをするのは、ほとんどが14歳未満の子どもさんで、なかでも7歳未満の幼児のいたずらによるものが最高です。

小さな子どもさんのほんのちょっとしたいたずらが、その子ども自身の危険はもちろん、列車が脱線転覆して大惨事を生ねく素因ともなりかねません。

このようないまわしい鉄道妨害事故を防止するため、かのことについて協力をお願いします。

◎子どもさんを線路の付近で遊ばさないようにして下さい。

◎線路や駅構内を通行しないこと

◎踏切では左右をよく見て、安全であること、またはいろい予防法による生活援助をうけているとき

(ハ)生活保護法による生活扶助

(ニ)被保険者またはその世帯員が生活保護法やらい予防法による教育扶助、医療扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助などをうけているとき。

(ホ)地方税法に定める障害者またが婦であって、年間の所得が15万円以下であるとき。

(ヘ)その他保険料を納めることが非常に困難なとき

法定免除される期間

前述の状況にあてはまるようになった月のすぐ前の納期月（先月号でお話しした納期限のことで1月、4月、7月、10月をいう）からあてはまらなくなった月まで。

申請免除の場合

免除の申請のあった月のすぐ前の納期月から、免除の承認をうけた月まで。

免除をうけるための手続きは

国民年金保険料免除理由該当届を町長を通じ県知事へ提出し承認をうけます。

来月号は保険料を納めないでいるとどうなるかなどについてお話しします。

ねんきんのはなし②

先月号ではどんな人が加入するか・加入の手続きなどについて、お話ししましたが今月は保険料の免除についてお話ししてみましょう。

このようなときは保険料が免除されます

生活が苦しくて保険料を納められない方のために保険料免除の制度があります。保険料が納められなくても、この免除をうけておれば、国の負担分だけ保険料が積み立てられますので、将来拠出年金をもらうことができます。ですから保険料を納められないときは、納められないからといって、ほうっておかず必ず免除の手続きをしておくことが大切です。

保険料の免除には国民年金法に定められている事情にあてはまれば当然免除される法定免除と、納めることができない事情を知事に申し出て承認をうける申請免除があります。

ではどのようなときに法定、申請免除されるのでしょうか。

法定免除

(イ)国民年金の障害年金、母子福祉年金、雑母子福祉年金をうけているとき。

(ロ)生活保護法による生活扶助またはらい予防法による生活援助をうけているとき

(ハ)らい療養所、国立療養所、国立保養所などに収容されているとき。

申請免除

(イ)所得がないとき

(ロ)被保険者またはその世帯員が生活保護法やらい予防法による教育扶助、医療扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助などをうけているとき。

(ハ)地方税法に定める障害者または婦であって、年間の所得が15万円以下であるとき。

(ニ)その他保険料を納めることが非常に困難なとき

免除される期間

法定免除の場合

前述の状況にあてはまるようになった月のすぐ前の納期月（先月号でお話しした納期限のことで1月、4月、7月、10月をいう）からあてはまらなくなった月まで。

申請免除の場合

免除の申請のあった月のすぐ前の納期月から、免除の承認をうけた月まで。

免除をうけるための手続きは

国民年金保険料免除理由該当届を町長を通じ県知事へ提出し承認をうけます。

来月号は保険料を納めないでいるとどうなるかなどについてお話しします。

祝日には国旗をたてましたか？
ゴールデンウィークは45％でした

忙がしさについ忘れがちですが今後祝日には各戸もれなく国旗を掲げたいものです。

3日間の国旗掲揚状況

本町	平均 45％
小西	24％、小東 58％、小南 32％、南祝 15％恵比須 21％、東 20％、細北区 36％、細南 26％、中村 31％、西条 39％、寺河内 17％、浜 21％、砂一 33％、砂二 44％、砂三 42％、飛石 38％、岩西 72％、岩前 46％、岩西前 20％、岩辻 31％、岩上 72％、且東 33％、且西 26％、且北 34％、門柳井 33％、河内 39％、源河 14％、向井関 31％、引野 43％、青畑 15％、北祝籠地、仙在の3区は未調査です

戦後、私たち国民には「国旗」という観念が薄くなっているようですが、祝日に国旗を掲げてその趣旨を考えることは国民の義務であろうかと思います。

過日、4月29日の天皇誕生日、5月3日の憲法記念日、5月5日の子どもの日の本町名戸における国旗掲揚の状況を調査してみたところ次のような結果がでました。5月3日は午前中雨天の関係で国旗が掲げられていた家が少く従って3日間の平均が低くなっていますが全般的にまだまだ悪いようです。

鉄橋わたる子　きーらい……

有意義だった身体障害者スポーツ大会

"心身ともに健全な生活を営みたい"、ということは、だれしもの願いですが、不幸にも病気などによってその意が満されない方々があります。こうした身体障害者の方がお互いに励ましあい、そして希望を持ちあって力強く生き抜こうと催いあった第3回身体障害者スポーツ大会が、さつき晴の5月16日小郡小学校グランドにおいて行なわれました。

当町からは昨年11月、東京で開催された国際身体障害者スポーツ大会であるパラリンピック大会に出場された重永勝昭君（野田）をはじめ11人の方が参加され、当町選手は好成績を納め、全選手が有意義な一日を過しました。

きれいな校庭にと
井小校PTAの方々が奉仕作業

"学校を花と緑で飾り子どもたちの学校生活にうるおいを"と早くから学校教育に環境緑化が呼ばれておりましたが、昨年井関小学校では県から環境緑化の指定を受け校庭遊びにのりだしました。

同校のPTAの方々は、忙しい日課から暇をみては奉仕作業に参加され、"花と緑に飾られた学校"に協力されています。現在井関小学校の校庭には、つつじ、きょうちくとう、きんせん花などが植えはけてあり、楽しく咲きみだれていました。また先搬も池造りをされ、5月24日に初夏の日ざしをあびながら土運び、芝生を植付けられ立派な校庭になりつつあります。

慶弔録

出生
おめでとうございます
ご健康を祈ります

重徳 長男　恵一郎 恵比須
修次 長女　明 美 細南
松本 篤二女　和 美 細南
信明 長男　清 和 小西
育恵 小南
林 長女　治 引野
和寛 長男　宏 東
秀子 東
淳 砂三

婚姻
おめでとうございます
この喜びをいつまでも

夫 三谷 智彦　妻 河野 希子　宇部市
夫 国重 久人　妻 鈴川 郁子　赤 向井関
東岐波
夫 松村 卯一　妻 木下 幸子　砂二 福岡県
夫 長尾 悟　妻 山本マサ子　岡 宇部市
夫 築元 吉勝　妻 李 松子　築地 福岡市

死亡
おくやみ申し上げます

村重 孝隆　4月20日　60　中村
須村 芳市　5月1日　73　南祝
柏谷 又平　5月4日　70　西条
吉本 寧子　5月6日　38　小南
蔵富士キシエ　5月19日　60　井関
福田ツルヲ　5月22日　69　築地

10月1日現在で国勢調査が行なわれます。ご協力を願います。